

福岡県最低生計費試算調査結果 若年単身世帯（25歳男性および25歳女性）

2018年4月24日

福岡県労働組合総連合

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目9-8 ケイアイビル2階

電話 09-433-1833 Fax092-433-1822

はじめに

2017年10月に発効した最低賃金は、全国加重平均で25円引き上げられて、加重平均額848円となった。前年度に引き続いての過去最高の上昇幅となった背景には、安倍政権の掲げる「全国（加重）平均で最低賃金1,000円」という目標があり、この目標に向かって歩みは遅いけれども年々上昇しているところである。しかしながら、この目標じたいが果たして適正な目標だと言えるのか、甚だ疑問である。

1976年にスタートした都道府県別にAランクからDランクまでに設定されている地域別最低賃金は、「大都市は地方より物価が高い」という“常識”がその根拠のひとつとなっている。しかし、これまでに全国各地で実施されてきた最低生計費試算調査の結果は、この“常識”を否定する。同調査からは、現行の最低賃金額では「健康で文化的な生活を送ることが到底難しいこと」、さらに「最低生計費は全国どこでもそれほど差がないこと」という結論が導き出されている。これらの調査結果は、最低賃金制度を「全国一律」かつ「時給換算で1,500円」にしなければならないことの根拠（エビデンス）となり、各方面の運動で活かされているところである。

今回、福岡県において最低生計費試算調査を実施したのも、まずは**最低賃金額の引き上げと全国一律制度への改正の強い根拠**を示すことが、大きな目的である。ただ、これだけに止まらず、**春闘の賃金討議の素材**（特に各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできる）を示す、**公契約運動推進における賃金設定の基礎**となる考え方を示す、**人事院の標準生計費に対する批判の根拠**を示す、**賃金と社会保障の関係**を考える手がかりを示す等、さまざまな成果も期待されている。前回の2009年の全労連九州ブロックで実施された「九州地方最低生計費調査」では明確にされていなかった「福岡県における健康で文化的な暮らしを送るための費用」をより明確な数字で提示することで、貧困や格差の拡大や、地方経済の衰退などの諸問題解決の出発点としていきたい。

1. 調査の概要

若年単身世帯や子育て世帯、高齢者世帯など、様々な世帯類型ごとに「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための費用（＝最低生計費）を試算している。試算における基礎資料とするために今回実施された調査は、以下の3つの調査である。

生活実態調査：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。

手持ち財調査：対象者が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。

価格（市場）調査：実際の対象市（福岡市）においての価格調査を実施。

これらの3調査に統計資料を利用した食料費、娯楽費、住居費、（子育て世帯の）教育費などの試算結果を組み合わせ、最低生計費の試算を行っている。

今回は、その第1弾として若年単身世帯（モデル設定＝25歳単身世帯）の結果を公表する。2017年11月からアンケート票の配布開始（約15000部）。このうち約3000部を回収（回収率＝約20％）。なお、このうち、若年単身者（20歳未満＋20歳代＋30歳代）の回答数は267部であった。

2．生活実態調査の結果の概要

別添資料Aを参照のこと

3．算定の対象となるモデルと地域

（1）対象モデル

最低賃金の引上げ要求運動につなげるため、20歳代の単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、「年齢は25歳で、大学卒業後就職し、勤続年数3年想定」している。年収＝282万円（月収＝21万円、一時金＝30万円）

ちなみに、福岡県における大卒者の平均初任給（男女計）は、20万500円、毎月きまって支給する所定内給与額（産業規模計および男女計）は、25～29歳＝22万6300円（「平成29年賃金構造基本統計調査」より）

（2）居住地域

居住地域としては、福岡市東区（最寄り駅＝香椎駅）を想定した。また、東区に設定したのは、公共交通機関が使いやすい地区であること（福岡市中心部にある会社に公共交通機関を利用して勤務しているものと想定したため）、若年者が多く居住している区（20代人口＝約3万3600人で博多区に次ぐ）であることが、主な理由である。

4．算定の方法 留意した点

今回の最低生計費試算調査は、佛教大学の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」（2008年4月～6月実施、2039ケース集約。）および「東北地方最低生計費試算調査」（2009年5月～6月実施、1615ケース集約）、「愛知県最低生計費試算調査」（2010年5月～6月実施、518ケース集約）などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲している。調査方法を大幅に変えてしまうと、従前の調査との比較が困難となり、労働運動がかねてより求めている全国一律最低賃金の実現に結びつかなくなるからである。従前の調査同様に、以下の点に留意して算定を行った。

家具・家事用品、被服及び履物、教育娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、

理美容用品、身の回り用品などは、手持ち物財調査にもとづいて、原則 7 割以上の保有率の物を「人前に出て恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考え、それぞれの費目ごとに積み上げて算定した。

また、使用年数については、国税庁「減価償却資産の使用年数等に関する政令」およびクリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」を参考にした。

食費については、2017 年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第 1 五分位階層の 100g 当たりの消費単価を 4 つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「2017 年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については、100 k カロリー当たりの価格で算出）。

次に、女子栄養大学出版部『食品成分表 2018 資料編』にもとづき、1 日当たりの必要なカロリーを算出した（25 歳男性 1 日当たり 2650 k カロリー、25 歳女性 1 日当たり 1950 k カロリー）。また、「4 つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1 人 1 日当たりの重量 = g）」（香川芳子：女子栄養大学教授案）にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試案にもとづきエネルギー必要量の 1 割は嗜好品でまかなうようにした。なお、家での食事の場合、食べ残しの廃棄率を 5% と想定している。

なお、昼食や仕事の帰りや休日のお酒や会食については、生活実態調査の結果から、その回数や費用を算定している。また、朝食や夕食については、従前に実施された諸調査から「家で一人で食べる」が若年単身者では多数派だったので、今回の福岡県でもそのような想定で算定している。

住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」（平成 28 年度から平成 37 年度）による「最低居住面積水準」にもとづき、単身世帯 25 m² とした。

家賃については、住宅情報誌およびインターネットの情報にもとづき、福岡市東区での家賃を調査し、その最低価格帯を採用した。

教育費については、若年単身世帯のため、今回は算定に含めない。

教養娯楽サービスについては、生活実態調査の結果から、日帰り旅行の回数、費用、1 泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定する。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定した。

理髪料としては、福岡市内の理容店および美容院組合に所属している理美容店の価格調査を行った。また、組合員に対する聞き取り調査も行っている。男性の場合、1 か月に 1 回の利用、女性の場合、2 か月に 1 回の利用としてそれぞれ算定する。

交通・通信費については、生活実態調査の結果から、福岡市では、移動手段として自家用車もしくはバイクが必需品ではないと判断した。

また、通信費については、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」を用いて、2017 年 11 月時点での物価上昇率（3.9%減）を考慮して算定する。

水道・光熱費、医療費（保健医療費）については、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」を用いて、水道・光熱費は 2017 年 11 月時点での物価上昇率は、2014（平成 26）年に比べ 4.4%減であること、医療費については、2017 年 11 月時点での物価上昇率は、2014 年に比べ 4.5%増であること等を考慮して算定する。

交際費・その他については、生活実態調査の結果から、第 1 に、親戚などの結婚式・お葬式などの参加の回数、費用を推計（結婚式 2 回の合計費用として、男性 = 6 万円、女性 = 10 万円。お祝い以外に、衣装代や 2 次会費用等も含む）。第 2 に、お中元やお歳暮については、生活実態調査の結果から「送らない」と想定。第 3 に、見舞金やお年玉・クリスマスや誕生日等のプレゼントについては、生活実態調査の結果では約 9 割が贈っていた。組合員に対する聞き取りの結果も踏まえて、年間の合計の費用 = 30,000 円とした。第 4 に、住宅関係費として、共益費は生活実態調査並びに福岡市周辺の賃貸住宅情報誌等による調査結果から算定（月に 2,000 円）。第 5 に、新年会や忘年会、同窓会への参加を想定し（年間 4 回、1 回 = 3,000 円の参加費）として算定。第 6 に、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月 2,100 円を想定（所得の 1%を目安）。第 7 に、その他会費として、年間 3,000 円を想定。

自由裁量費（=こづかい）については、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての切り花代などやオーディオ関係など、また、飲食費としての喫茶店でのコーヒー代などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、持ち物財調査では保有率が分散していて 7 割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1 人 1 日 200 円として月 6,000 円とする。

その他、予備費として、消費支出の 1 割を計上する。これは、個々人の多様性を考慮したものである。たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なるからである。

5 . 最低生計費の試算

（1）食費の算定

福岡市内に住む 20 代単身者の食費は以下のように算定した。

まず、朝食および夕食については、他の地域における生活実態調査から、朝食については「家でしっかり食べる」、夕食については、「家でひとりで食べる」が最も多かったので、福

岡市でも同様に家で食べるものとした。

昼食については、「弁当やパンを買う」が 50.2%で最も多く、次いで「家から弁当」の 26.6%であった。また、男女別にしてみると、男性は「弁当やパンを買う」が 46.4%と多数派を占め、次いで「職場の食堂」が 19.1%であったのに対して、女性も「弁当やパンを買う」が多数派で 52.2%だったが、「家から弁当」が 31.9%で 3 割以上であった。ここから昼食については、男性については、コンビニなどで「弁当やパンを買う」ものとし、女性は月の 12 日間はコンビニなどで「弁当やパンを買い」、残りの 8 日間は「家から弁当」を持参するものとした。なお、「弁当やパンを買う」費用については、調査結果から 20 代の平均額 = 519 円よりもやや低い 500 円と設定した。

仕事の後や休日にお酒や会食をする回数は、実態調査では、最も多いのが「月 3~4 回」で 37.8%、次いで「月 1~2 回」の 32.9%、「週に 1~2 回」の 19.9%と続いていた。他の地域と比較すると、飲み会や会食の頻度が高い傾向が見られた。また、男女別にしてみると、男性は「月 3~4 回」= 44.2%、「月 1~2 回」の 29.5%、「週に 1~2 回」の 21.7%と続くのに対して、女性は「月 1~2 回」= 41.5%、「月 3~4 回」の 28.3%、「週に 1~2 回」の 20.8%と、女性の方が若干頻度が低かった。これらの結果を踏まえて、飲み会や会食については、男性は月 3 回、女性は月 2 回とした。その費用の平均額は 4,168 円であったが、全体の分布状況から判断して 1 回 3,000 円とした。

表 1 4つの食品群別にみた、100g 当たりの消費単価

第 1 群				第 2 群			
乳・乳製品	卵			魚介・肉	豆・豆製品		
25.62 円	32.43 円			183.42 円	23.76 円		
第 3 群				第 4 群			
野菜・海藻	いも類	果物		穀類	砂糖	油脂	
43.02 円	34.66 円	44.13 円		51.09 円	33.19 円	51.02 円	
嗜好品（飲料・酒類）							
100kカロリー当たり							
75.53 円							

25 歳男性 1 日当たり 2,650k カロリー（30 日 = 79,500k カロリー）

表 2 25 歳、男性、身体活動レベル、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	300 g	必要量	140 g
金額	76.87 円	金額	256.79 円
卵		豆・豆製品	

必要量	50 g	必要量	80 g
金額	16.22 円	金額	19.01 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	400 g
金額	150.58 円	金額	204.38 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	34.66 円	金額	3.32 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	30 g
金額	88.26 円	金額	15.31 円

(参考): 香川明夫監修『食品成分表 2018 資料編』(女子栄養大学出版部、2018年) p76。

(注) 推定エネルギー必要量の95%で構成

表2においては、25歳男性にとって1日に必要な熱量2650kカロリーのうちの95%(=2517.5kカロリー)の熱量を摂取するためにかかる金額は865.39円であることを示している。

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

	2,385 kカロリー	819.84 円
嗜好品・	265 kカロリー	200.15 円
	合計	1019.99 円

従って、1カ月、すべて家で食事したと仮定すると、1019.99円×30日 30,600円の食費となる。

昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

・コンビニ弁当	1食	730kカロリー	500円
	1カ月 20食	14,600kカロリー	計 10,000円

・会食(枝豆、焼き鳥盛り合わせ、もつ鍋、ビール中ジョッキ×2)

100kカロリー+465kカロリー+388kカロリー+160kカロリー×2=1,273kカロリー
月3回 3,819kカロリー 計9,000円

家での食事	61,081 kカロリー	23,510 円
昼食	14,600 kカロリー	10,000 円
会食	3,819 kカロリー	9,000 円

廃棄分 (5%)	3,054	kカロリー	1,176	円
合計	82,554	kカロリー	43,686	円

25歳女性 1日当たり 1,950k カロリー (30日 = 58,500k カロリー)

表3 25歳、女性、身体活動レベル、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	250 g	必要量	100 g
金額	64.06 円	金額	183.42 円
卵		豆・豆製品	
必要量	50 g	必要量	80 g
金額	16.22 円	金額	19.01 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	260 g
金額	150.58 円	金額	132.84 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	34.66 円	金額	3.32 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	20 g
金額	88.26 円	金額	10.20 円

(参考)(注)ともに表2と同じ。

表3においては、25歳女性にとって1日に必要な熱量 1950k カロリーのうちの95% (= 1852.5k カロリー)の熱量を摂取するためにかかる金額は702.57円であることを示している。

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

	1,755	kカロリー	665.60	円
嗜好品・	195	kカロリー	147.28	円
合計			812.87	円

従って、1カ月、すべて家で食事したと仮定すると、812.87円×30日 24,386円の食費となる。

昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

・コンビニ弁当	1食	730k カロリー	500円
---------	----	-----------	------

1 カ月 12 食 8,760k カロリー 計 6,000 円

・会食（枝豆、焼き鳥盛り合わせ、もつ鍋、ビール中ジョッキ×2）

100k カロリー + 465k カロリー + 388k カロリー + 160k カロリー × 2 = 1,273k カロリー
月 2 回 2,546k カロリー 計 6,000 円

家での食事	47,194	k カロリー	19,673	円
昼食	8,760	k カロリー	6,000	円
会食	2,546	k カロリー	6,000	円
廃棄分（5%）	2,360	k カロリー	984	円
合計	60,860	k カロリー	32,657	円

（2）住居費の算定

生活実態調査では、20 代が賃貸している物件の家賃は 5 万円前後に集中していた（最高が 80,000 円、最低が 5,000 円、平均 = 45,438 円）。これらを参考にしながら、福岡市東区での民間賃貸アパートについて住宅情報誌等も用いて市場調査を行った。調査の結果では、単身用住宅として、25 m²の民間賃貸アパート・マンション（間取り 1DK or 1K）では、家賃が最低で 23,000 円、最高が 66,000 円であった。これらの事実から、家賃は比較的物件数が多い中での最低価格 32,000 円とした。

また、更新料については、生活実態調査によると、約 3 分の 2 が無回答であった。このことから、更新料はないものとした。

家賃	月	32,000 円
合計		32,000 円

（3）水道・光熱費の算定

水道・光熱費の算定は、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の単身世帯のうち勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30 歳未満）九州・沖縄地方の平均」を用いた。

男性
合計 8,077 円 × 0.956（物価上昇率） 7,722 円

女性
合計 9,607 円 × 0.956（物価上昇率） 9,184 円

（4）家具・家事用品の算定

家具・家事用品については、持ち物財調査によって算定した。

a) 家庭用耐久消費財 = 月額 1,345 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
家事用耐久財				
電子レンジ	12,042	6	1	167
自動炊飯器	3,310	6	1	46
電気冷蔵庫	21,650	6	1	301
電気掃除機	17,790	6	1	247
電気洗濯機	23,520	6	1	327
ガステーブル	3,770	6	1	52
電気ポット	3,530	6	1	49
小 計				1189 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
居間・寝室用家具				
シングルベッド	9,250	8	1	96
カラーボックス	1,102	3	1	31
小 計				127 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
応接・書斎用家具				
座り机(ちゃぶ台)	2,769	8	1	29
小 計				29 円

注 1) 価格は消費税込みで、単位は円。

2) 各品目の月価格の合計金額と小計の金額は、端数処理のため必ずしも一致しない。以下同様。

b) 室内装備具 = 月額 174 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
室内装備品				
照明器具(天井用)	3,695	8	1	38
カーテン	3,232	3	1	90
カーペット	2,769	5	1	46
小 計				174 円

c) 寝具類 = 月額 755 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
寝具類				
敷き布団	7,980	4	1	166
掛け布団	9,800	4	1	204

タオルケット	880	2	1	37
毛布	2,000	3	1	56
シーツ	2,000	2	2	167
まくら	458	3	1	13
布団カバー	2,000	2	1	83
まくらカバー	700	2	1	29
小 計				755 円

d) 家事雑貨 男性月額 = 555 円、 女性月額 = 751 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
家事雑貨 (男性)				
飯茶碗	213	2	2	18
どんぶり	410	2	2	34
マグカップ	213	2	2	18
盛り皿 (洋)	213	2	2	18
コップ	212	2	2	18
スプーン	216	5	2	7
フォーク	216	5	2	7
水筒	3,218	5	1	54
タッパー	43	5	3	2
中なべ	969	5	1	16
フライパン	483	5	1	8
水切りかご・ざる	213	4	1	4
ボール	213	5	1	4
包丁・ナイフ	3,066	5	1	51
まな板	537	5	1	9
たわし・スポンジ	105	1	1	9
しゃもじ	198	5	1	3
ふきん	39	1	2	7
フライ返し	213	5	1	4
はし・菜はし	143	5	3	7
おたま	213	5	1	4
物干しざお	1,598	5	1	27
くずかご	770	5	1	13
タオル	160	1	5	67
バスタオル	300	1	3	75
電球 60 形	213	3	2	12

蛍光灯 (LED)	2,138	8	2	45
ドライバー	152	15	1	1
バスマット	397	2	1	17
小 計				555 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
家事雑貨 (女性)				
飯茶碗	213	2	2	18
どんぶり	410	2	2	34
マグカップ	213	2	2	18
盛り皿 (洋)	213	2	6	53
コップ	212	2	4	35
スプーン	216	5	3	11
フォーク	216	5	3	11
水筒	3,218	5	1	54
弁当箱	1,080	5	1	18
タッパー	43	5	5	4
中なべ	969	5	2	32
フライパン	483	5	1	8
水切りかご・ざる	213	4	1	4
ボール	213	5	2	7
包丁・ナイフ	3,066	5	1	51
まな板	537	5	1	9
たわし・スポンジ	105	1	1	9
しゃもじ	198	5	1	3
フライ返し	213	5	1	4
ふきん	39	1	2	7
はし・菜はし	143	5	3	7
おたま	98	5	1	2
くずかご	770	5	1	13
洗濯用バケツ・かご	410	5	1	7
タオル	160	1	10	133
バスタオル	300	1	4	100
電球 60 形	213	3	2	12
蛍光灯 (LED)	2,138	8	2	45
ドライバー	152	15	1	1
玄関マット	1,274	5	1	21

バスマット	397	2	1	17
洗面器	321	5	1	5
小 計				751 円

e) 家庭用消耗品 男性月額 = 868 円、 女性月額 = 1,065 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
家事用消耗品(男性)				
ポリ袋(市指定)	486	1	0.3	146
ラップ	106	1	1	106
ティッシュペーパー(箱)	213	1	0.4	85
トイレトペーパー	257	1	0.25	64
台所洗剤	105	1	1	105
トイレ用洗剤	170	1	1	170
洗濯用洗剤	192	1	1	192
小 計				868 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
家事用消耗品(女性)				
ポリ袋(市指定)	486	1	0.4	194
ラップ	106	1	1	106
ティッシュペーパー(箱)	213	1	0.4	85
トイレトペーパー	257	1	0.25	64
台所洗剤	105	1	1	105
トイレ用洗剤	170	1	1	170
洗濯用洗剤	192	1	1	192
住宅用洗剤	148	1	1	148
小 計				1065 円

合計 男性 = 3,697 円 女性 = 4,090 円

(5) 被服および履物の算定

被服および履物については、持ち物財調査にもとづいて算定した。数量については、少ないほうから数えて合計3割の人が保有する数を算定基準とした。なお、のついたものについては、人前に出ても恥ずかしくないものを着用していると考えて、最多・標準価格で算出した。

a) 被服・履物 男性月額 = 6,838 円、 女性月額 = 8,231 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
被服・履物（男性）				
背広	29,000	4	2	1208
礼服	59,000	5	1	983
ジャケット	6,037	4	2	252
チノパン・ジーンズ	4,309	4	3	269
半ズボン	1,080	2	2	90
パーカー	2,030	2	2	169
ワイシャツ	3,229	2	5	673
長袖シャツ	2,149	2	3	269
半袖シャツ	637	2	5	133
シャツ（合・冬）	2,149	1	4	716
Tシャツ	1,069	2	5	223
ジャージ	2,149	2	2	179
パンツ・ブリーフ	313	1	7	183
靴	8,000	2	2	667
サンダル	990	2	1	41
運動靴・スニーカー	2,052	2	2	171
靴下	137	2	8	46
ネクタイ	2,900	2	4	483
バンド・ベルト	1,000	2	2	83
小 計				6838 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
被服・履物（女性）				
フォーマルドレス	13,000	5	1	217
ワンピース	4,800	4	2	200
オーバーコート	8,629	4	2	360
ジャケット	6,469	4	2	270
スカート	3,229	3	3	269
スラックス	1,296	4	2	54
ジャンパー	1,620	4	1	34
ブラウス	2,149	3	3	179
Tシャツ・ポロシャツ	1,069	2	5	223
長袖・半袖シャツ	1,620	2	5	338
セーター・カーディガン	3,229	2	4	538
スリッパ・キャミソール	980	2	5	204

パンティー	680	1	8	453
ブラジャー	1,280	2	5	267
肌着	1,296	1	5	540
パジャマ(夏)	2,120	2	2	177
パジャマ(冬)	2,120	2	2	177
スウェット	3,110	2	1	130
スリッパ	289	1	1	24
サンダル	1,500	2	2	125
靴・ブーツ	21,600	2	3	2700
運動靴・スニーカー	1,900	2	2	158
パンティストッキング	950	1	4	317
ソックス	200	2	10	83
手袋	700	1	1	58
ベルト	980	2	2	82
エプロン	680	1	1	57
小計				8231 円

b) クリーニング代

男性 = 背広 2 着・礼服 1 着分のクリーニング代を想定した (1 着 = 1,080 円)
1 着 1,080 円 * 3 / 12 = 月額 270 円

性 = ワンピース 2 着・フォーマルドレス 1 着・オーバーコート 2 着分のクリーニング代
を想定した (1 着 = 1,080 円)
1 着 1,080 円 * 5 / 12 = 月額 450 円

合計 男性 = 7,108 円 女性 = 8,681 円

(6) 保健医療費の算定

保健医療費の算定は、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の単身世帯のうち勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出 (30 歳未満) 九州・沖縄地方の平均」を用いた。

男性

合計 1,118 円 × 1.045 (物価上昇率) 1,168 円

女性

合計 3,568 円 × 1.045 (物価上昇率) 3,729 円

(7) 通信・交通費の算定

通信費の算定は、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の「男女別、年齢階級別支出(30 歳未満) 九州・沖縄地方の平均」を用いた。

男性

小計 8,987 円 × 0.961 (物価上昇率) 8,637 円

女性

小計 14,789 円 × 0.961 (物価上昇率) 14,212 円

「生活実態調査」では、自動車の必要性について「必需品」と答えた割合が最も多かったが、40.1%であった。また、職場までの交通手段で最も多かったのは「自転車」(約 3 割)で、「自家用車」は「公共交通機関」とともに約 4 分の 1 にとどまった。よって、自動車の所有は想定しなかった。その代わりに、最寄りの駅までの通勤や買い物等に利用するだろうということで自転車を所有させることにした。

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
交通用具				
自転車	13,824	2	1	576
小計				576 円

また通勤定期代として、JR 香椎駅から博多駅まで 3 ヶ月定期 19,200 円、1 か月当たり 6,400 円とした。¹

小計 6,400 円

合計 男性 = 15,613 円 女性 = 21,188 円

(8) 教育費の算定

該当せず。

(9) 教養娯楽費の算定

娯楽用耐久財及び書籍などの教養娯楽用品については、持ち物財調査による保有率を用いて算定した。なお、新聞は持ち物財調査によると、保有率が低かったために所有を想定していない(30.4%)。

a) 娯楽用耐久財 = 月額 4,548 円

¹ 一般的には、正規従業員には「通勤手当」が支給される場合が多い。その場合には、通勤定期代は最低生計費に含まれなくなり、通信・交通費からは 6,400 円分が減額される。

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
教養娯楽用耐久財				
カラーテレビ(32型)	58,860	5	1	981円
DVDプレイヤー	2,780	5	1	46
ノートパソコン	35,380	4	1	737
インターネット接続料(機器を含む)		-	-	2730
USB(16G)	1,280	2	1	53
小計				4548円

b) 教養娯楽用品 男性月額 = 931円、女性月額 = 1,383円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
教養娯楽用品(男性)				
水着	3,132	2	1	131
文庫本・雑誌	800	-	-	800
小計				931円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
教養娯楽用品(女性)				
水着	14,000	2	1	583
文庫本・雑誌	800	-	-	800
小計				1383円

c) 教養娯楽サービス

さらに、教養娯楽サービスについては、生活実態調査による若年単身世帯の集計結果にもとづいて算定した。それによると、日帰り旅行については、「月に1回」が最も多く35.2%であった。そのほかには、「月に0回」が24.7%、「月に2回」が22.9%と続いた。ここでは、日帰り旅行を、月に1回と想定した。また、その費用は1回=5,000円(年間60,000円)とした(20代の平均額は7,648円)。1泊以上の旅行については、年に「2回」の24.3%が最も多かった。次いで、「3回」=22.5%、「1回」=20.2%と続いた。この結果から、年2回の1泊旅行を想定した。その1回の費用については、30,000円(年間60,000円)とした(20代の1回当たりの平均額は42,982円)。

また、休日や余暇の過ごし方(複数回答)として、最も多いのが「自宅での休養」=81.3%、次いで「友人や知人との交際」=58.1%、「ショッピング」=50.9%、「映画などの鑑賞」=13.9%、「スポーツ」=12.7%などと続いていた。これらのことから、上記の行楽や旅行を除いて、恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを楽しむのを週1回(月に4回)とし、その費用を月8,000円とした。

小計 月額 18,000円

d) NHK受信料=月額 1,260 円

合計 男性 = 24,739 円 女性 = 25,191 円

(10) 理美容費の算定

a) 理美容用品 男性月額 = 1,963 円、 女性月額 = 5,434 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
理美容用品(男性)				
ヘアードライヤー	2,130	6	1	30
電気カミソリ	1,160	6	1	16
歯ブラシ	83	1	12	83
かみそり	20	1	12	20
洗顔フォーム	213	1	12	213
シャンプー	459	1	12	459
リンス・コンディショナー	459	1	12	459
ボディーシャンプー	581	1	12	581
歯磨き	102	1	12	102
小計				1963 円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
理美容用品(女性)				
ヘアードライヤー	2,130	6	1	18
歯ブラシ	83	1	12	78
かみそり	201	1	4	85
ヘアブラシ	388	3	1	12
洗顔フォーム	213	1	12	194
シャンプー	459	1	12	267
リンス・コンディショナー	459	1	6	134
ボディーシャンプー	581	1	12	267
歯磨き	102	1	12	129
化粧クリーム	604	1	12	591
化粧水	594	1	12	748
乳液	594	1	12	478
ファンデーション	786	1	12	1512
口紅	1,272	1	12	864
体重計	4,094	6	1	57

小 計				5434 円
-----	--	--	--	--------

b) 理美容サービス

理髪（美容）料として、男性は1回4,000円として計算した（1か月に1回利用）。女性は1回8,000円として計算した（2か月に1回利用）。

小計 男女ともに4,000円

合計 男性 = 5,963円 女性 = 9,434円

（11）身の回り用品の算定 男性月額 = 814円、 女性月額 = 1,308円

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
身の回り用品(男性)				
傘	2,580	2	1	108
旅行用かばん	5,800	5	1	97
リュックサック	6,900	5	1	115
財布	1,880	5	1	31
腕時計	2,980	10	1	25
ハンカチ	500	1	3	125
帽子	1,880	1	2	313
小 計				814

品目	価格	使用年数	消費量	月価格
身の回り用品(女性)				
傘	2,580	2	2	215
旅行用かばん	5,800	5	1	97
ショルダーバッグ	3,880	5	2	129
ハンドバッグ	2,880	5	2	96
ショッピングバッグ	370	2	1	15
リュックサック	6,900	5	1	115
財布	1,880	5	1	31
腕時計	2,980	10	1	25
イヤリング・ピアス	1,500	10	5	63
ハンカチ	500	1	5	208
帽子	1,880	1	2	313
小 計				1308

合計 男性 = 814 円 女性 = 1,308 円

(12) 交際費・その他の算定

生活実態調査の結果をみると、第1に、「親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているか」との問いに対し、最も多いのが「ほとんど参加」の63.7%、次いで「他の費目を節約して参加」が12.7%と続いていた。その回数は、最も多いのが「年2回」で25.8%、次いで1回の24%、3回の18%と続いていた。この結果から、**年2回の結婚式への参加を想定した**。その費用は、衣装代や2次会費用などを合せて**男性 = 60,000 円**（1ヵ月当たり5,000円）、**女性 = 100,000 円**（1ヵ月当たり8,333円）とした。

第2に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「贈らない」の63.3%で、次いで「経済的に無理」の11.6%と続いていた。このことから、**若年単身者の場合には、お中元やお歳暮を贈る習慣がないものと判断した**。

第3に、「見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか」という問いに対しては、約9割が贈っていた。生活実態調査では年間の費用を尋ねているが、20代の平均額は51,697円であった。これらから、**お見舞い金やせん別、父の日・母の日の贈り物、家族や恋人へのプレゼント等にかかる費用として年間計30,000円**（1ヵ月当たり2,500円）かかるものと想定した。

第4に、近所つきあいの程度について生活実態調査では、「あいさつ程度」が57.7%で最も多く、次いで「顔を合わせない」が36.7%であった。町内会（自治会）費を**毎月300円**払っているものと想定した。

第5に、住宅関係費として共益費（管理費）は、住宅情報誌およびインターネットの情報によると、3万円台の物件で最も多かったのが2,000円であった。ここでは**月額2,000円**とした。

第6に、忘新年会や歓送迎会については、生活実態調査の結果をみると、「年3回」が25.8%で最も多く、次いで「年5回以上」=23.1%、「年2回」=21%と続いていた。ここでは**年4回とし、1回3,000円**（年間12,000円、1ヵ月当たり1,000円）の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として**月2,100円**（1ヵ月賃金の1%相当）を想定した。

第8に、その他会費として、**年間3,000円**（1ヵ月当たり250円）を想定した。

合計 男性 = 13,150 円 女性 = 16,483 円

(13) 自由裁量費の算定

合計 6,000 円

6. 持ち物財調査の結果の概要 20歳代単身世帯について

(1) 最低生活に必要な品目の選定

所有率 7 割以上のものについては、最低生活に必要な品目であると判断し、それらについては価格調査を行ったが、7 割を下回るものについても、多くの世帯で必需品になっている可能性が高いと思われる品目については、これに加えることとした。例えば、「電気ポット」は単独での所有率は 60.8%であったが、「やかん」を合わせると所有率は 10 割に達している。よって、お湯を沸かすものを代表して「電気ポット」を所有させた。このように“合わせ技”で所有させたものがいくつかある。

(2) 20 代単身世帯(男性)の所有した品目について

手持ち財調査の結果を踏まえて、2018 年 2 月に福岡県労連で第 1 回合意形成会議を開催して、実際に価格調査を行う品目をリストアップした。品目については、「福岡県最低生計費試算(若年単身世帯)のための価格調査票(平成 30 年 3 月・税込み)」を参照のこと。

おわりに 試算の結果からみえるもの

今回の調査結果から得られたのは、これまで実施された他の地域における調査結果と同じく、「現行の最低賃金額はあまりにも低すぎる」「最低生計費は全国どこでもほぼ同水準である」という結論である。福岡県福岡市に住む 25 歳単身者の最低生計費(税・社会保険料込み)は、男性 = 227,536 円、女性 = 236,621 円であり、これらを中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間の所定内労働時間(法的に許される最長の所定内労働時間)で換算すると、男性 = 1,309 円/時間、女性 = 1,361 円/時間とそれぞれなる。現在の福岡県の最低賃金額は 789 円/時間であり、今回の試算から得られた健康で文化的な暮らしを送るために必要な時給とは 500 円以上もの隔りがある。²さらに、人間らしい生活と両立させるような労働時間 = 月 150 時間で換算すると、男性 = 1,517 円/時間、女性 = 1,577 円/時間となり、最低賃金との格差がますます大きく拡大する。

また、表 5 は 2015 年から 2016 年にかけて実施されている最低生計費調査の結果を比較したものである。現状で最も高い静岡県静岡市の最低生計費のほぼ 9 割の範囲内に、今回の福岡県福岡市も含めて全国の最低生計費が収まっている。すなわち、最低生計費は、全国どこでも同水準にあると言ってよいだろう。これと比較すると、現行の最低賃金は福岡県以外の九州各県と東京都との間に、いかに大きな開きがあることが分かるだろう。

さらに、福岡市(1 級地 2)における 25 歳単身者の生活保護基準は、122,840 円(内訳:生活扶助基準第 1 類費 = 36,790 円 + 同第 2 類費 = 39,050 円 + 住宅扶助特別基準額 47,000 円)であり、医療扶助や勤労控除等を考慮したとしても、今回の調査結果から得られた消費支出 161,660 円(男性)と大きな隔りがある。

この結果をもとに、まずは「生活できる賃金」「安心できる社会保障」という大原則に立ち返り、最低賃金の水準や生活保護基準を引き上げていくことが、急務の課題であろう。今後も、子育て世代などさまざまな世帯類型における最低生計費試算を行い、公表していく

² 最低賃金の対象となる賃金には、いわゆる賞与(ボーナス、一時金)は含まれない。よって、非消費支出からその分を差し引いた金額(45,216 円)で税等込みの最低生計費(月額)を再計算するとその分だけ下がることになる。

予定である。

表4 最低生計費総括表 月額(円)

	福岡県(福岡市)	
	25歳男性	25歳女性
	賃貸アパート 1DK25㎡	
消費支出	161,660	169,945
食費	43,686	32,657
家での食事	23,510	19,673
外食・昼食	10,000	6,000
外食・会食	9,000	6,000
廃棄分	1,176	984
住居費	32,000	32,000
家賃	32,000	32,000
更新料	0	0
光熱・水道	7,722	9,184
電気代	3,562	3,161
ガス代	2,728	4,461
他の光熱	0	18
上下水道	1,430	1,544
家具・家事用品	3,697	4,090
家庭耐久財	1,345	1,345
室内装備・装飾	174	174
寝具類	755	755
家事雑貨	555	751
家庭消耗品	868	1,065
被服・履物	7,108	8,681
被服	5,959	5,224
履物	879	3,007
洗濯代	270	450
保健医療	1,168	3,729
交通・通信	15,613	21,188
交通費	6,976	6,976
通信費	8,637	14,212
教育	0	0
教養娯楽	24,739	25,191
教養娯楽耐久財	4,548	4,548

教養娯楽用品	131	583
書籍	800	800
旅行・帰省	10,000	10,000
レジャー・スポーツ	8,000	8,000
NHK受信料	1,260	1,260
その他	25,927	33,225
理美容用品	1,963	5,434
理美容サービス	4,000	4,000
身の回り用品	814	1,308
自由裁量費	6,000	6,000
交際費・その他	13,150	16,483
非消費支出	49,776	49,776
所得税	5,288	5,288
住民税	8,883	8,883
社会保険料	35,605	35,605
予備費	16,100	16,900
最低生計費	税等抜き月額	177,760
	税等込み月額	227,536
	税等込み年額	2,730,432
必要最低賃金額 (173.8時間換算)	1,309	1,361
必要最低賃金額 (150時間換算)	1,517	1,577
最低賃金額	789(2017年)	

(注1) 消費支出 = 食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費 = 消費支出 × 10% (100円未満切り捨て)、最低生計費(税抜き) = 消費支出 + 予備費

(注2) 非消費支出には、「所得税」= 5,288円、「住民税」= 8,883円、「社会保険料(厚生年金 + 協会けんぽ + 雇用保険)」= 35,605円を含む。

(注3) 非消費支出の算出方法は、以下の通り。

1) 所得税

4月分の給与を210,000円とすると、国税庁『平成29年4月以降分 源泉徴収税額表』より、**3,980円**。これにボーナスに対する分(月額1,308円)を加算すると、**5,288円**

2) 住民税

住民税の所得割額の求め方(県民税 = 4%、市民税 = 6%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与所得 = 282万円 × 70% - 18万円 = 1,794,000円

給与所得 - (社会保険料控除 + 基礎控除) = 1,794,000 円 - (427,263 円 + 33 万円) = 1,036,737 円

市民税 (税率 6%) は、

1,036,737 円 × 6% = 62,204 円

県民税 (同 4%) は、

1,036,737 円 × 4% = 41,469 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、62,204 円 - 1,500 円 60,700 円

県民税は、41,469 円 - 1,000 円 40,400 円

住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
県民税	2,000 円

したがって、住民税額 (年額) は、60,700 円 + 40,400 円 + 3,500 円 + 2,000 円 = 106,600 円となり、1 か月あたりでは **8,883 円** となる。

3) 社会保険料

厚生年金保険料率 = 18.3% (うち労働者分 = 9.15%)

標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

協会けんぽ (福岡県) 保険料率 = 10.19% (うち労働者分 = 5.095%)

標準報酬月額 220,000 円では、11,209 円が本人負担分

雇用保険料率 (失業給付分) = 0.9% (うち労働者分 = 0.3%)

月収を 210,000 円とすると、630 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円 + 11,209 円 + 630 円 = 31,969 円となり、×12 ヶ月分 = 383,628 円となる。これにボーナス分 43,635 円を加えると **427,263 円** となる (月あたり **35,605 円**)。

表 5 最低生計費比較表

	1 か月分の生計費 (税込)	静岡 = 100 としたときの最低生計費の比較	備考 (調査時期)	2017 年度の最低賃金額	東京都 (958 円) = 100 としたときの最低賃
--	----------------	-------------------------	-----------	---------------	-----------------------------

					金の比較
福岡県福岡市	227,536	92.2	2017年	789	82.4
北海道札幌市	224,983	91.2	2016年	810	84.6
北海道釧路市	245,459	99.5		810	84.6
青森県青森市	216,083	87.6		738	77.0
秋田県秋田市	216,944	88.0		738	77.0
岩手県盛岡市	228,664	92.7		738	77.0
山形県山形市	220,284	89.3		739	77.1
宮城県仙台市	221,091	89.6		772	80.6
福島県福島市	221,972	90.0		748	78.1
埼玉県さいたま市	241,879	95.1		845	88.2
新潟県新潟市	242,005	98.1		2015年	871
静岡県静岡市	246,659	100.0	778		81.2
愛知県名古屋市	226,945	92.0	832		86.8
愛知県豊橋市	237,260	96.2	871		90.9

(参考文献)

- 金澤誠一監修(2009)『首都圏最低生計費試算調査報告集』
 金澤誠一監修(2010)『東北地方最低生計費試算調査報告集』
 金澤誠一(2012)『最低生計費調査とナショナルミニマム』本の泉社
 中澤秀一(2011)「現代版マーケット・バスケット方式による貧困の測定」『貧困研究』明石書店
 中澤秀一編著(2012)『これだけは必要だ！静岡県の最低生計費』本の泉社
 中澤秀一(2015)「新たな最低生計費調査の実施に向けて」『静岡県労働研究所所報』第28号
 中澤秀一(2017)「最低生計費調査から見た現行最賃の問題点」『労働総研クォーターリー』No.105